

経済と経営 26-2 (1995.9)

〈論文〉

会計理論の研究 (6)

——資産会計論——

成瀬 継 男

目 次

- 一 資産の意義
- 二 資産の分類基準
- 三 流動資産の内容
- 四 固定資産の内容
- 五 繰延資産の内容
- 六 資産概念の二元性

一 資産の意義

資産会計(Assets Accounting)は、個々の資産の取得に始まり、その保管、運用および売却に至るまでの増減の記録と、その価値の減少などを一定の会計手続と会計処理とによって認識・測定し、表示・報告するという連続した会計行為の把握である。では、資産(Asset)とは何であろうか。資産概念の捉え方は、資産をどのように認識し、位置づけるかによって異なることになる。すなわち、会計上の資産概念は社会および経済の歴史の発展過程とともに、その認識も推移することになるからである。

まず第1に、資産とは「現在および将来において、潜在的な用役能力が発揮される経済的な価値であり、現在以前に取得した財貨および権利などである。そして、その財貨や権利などの価値が残留している部分であり、同時に、貨幣額によって測定可能な有形・無形の企業経営上の効益」と、位置づけたい。経営上の効益とは、現在および将来にわたって収益獲得の潜在的な用役能力が存在することである。この用役能力が失われた部分が費用化されることになる。また、経営上の効益は法律上の所有権が存在しようとして存在しまいと、あるいは、有形であろうと無形であろうと、それらは資産概念の絶対的な要件にはならない。なぜならば、最近の動向としては、リース資産や人的資源に対しても資産性を認めようとする考え方がでてきているし、それを認める状況も一部に表われてきているからである。それ故に、経営上の効益は収益獲得能力とサービス・ポテンシャルとのトータル概念ということになる。

しかしながら、経営上の効益は、原則として、資産の組織的な運用形態をとおして達成されるもので、個別的な運用によって発現されるものではない。そのため、企業目的の統一性などによって資産運用がコントロールされなければ、経営効益は十分に発揮されないことになる。勿論、経営効益の達成は個々の資産の能力に依存するケースも多々存在する。例えば、商品のように販売目的や機械・装置のように特定の使用目的などによって発現されるケースも存在する。しかしながら、経営上の効益は、これら各種の資産を総合的、組織的に運用することによって成立するコンセプトである。ここに、資産の本質が規定されることになるのである。

次に、簿記技術的に把握すれば、資産とは「企業が所有する財貨および権利」ということになる。この扱え方は複式簿記を初心者に教える場合に、資産は財貨であり、権利であると統一的に説明しなければ初心者は混乱することになる。例えば、混合勘定である商品勘定なども資産勘定として取り扱うことになる。勿論、ある程度まで講義が進行すると、これを繰越商品とい

う資産勘定と、仕入という費用勘定と、売上という収益勘定とに分割することになる。このような二重の教授手続を経ながらも、資産を財貨および権利として規定しなければ、初心者には理解されないことになるからである。

次に、会計学的に把握すれば、資産とは「取得価値が費消されずに残留している部分」ということになる。会計学の中心テーマの一つは資産を費用配分し、その配分された費用を当該年度の収益に対応せしめて、期間損益を確定することにある。その場合に、資産の費用配分の手続としては減価償却などの会計手続によって配分されることになる。その際に、配分されたものは当該年度の減価償却費として費用計上され、費用化されないもの、すなわち、計算上の価値が残留している部分が資産として認識されることになる。また、視点を変えると、或る一つの支出が資産になるか費用になるかは、期間（1年）の長短によって決定される。1年以内に費消されるものは費用となり、1年以内に、費消されずに価値が残留するものが資産となる。そのため、一つの支出の期間的な長短によって資産と費用とに区別されることになる。それ故に、資産と費用とは支出をもとにした同質のものと考えることができよう。この会計認識をとらないかぎり、前払費用や繰延資産の資産計上が理論的に説明できないことになる。

資産を資金会計的な把え方をすれば、「負債と資本の運用形態」ということになる。貸借対照表の貸方側は資金の調達源泉として把え、負債は他人資本、資本は自己資本の源泉形態と認識する。借方側の資産は他人資本と自己資本の具体的な運用形態として把える。この考え方から資産＝負債＋資本の等式が成立することになる。そして、企業が資産を効果的に運用することによって、利益獲得の潜在的な用役能力となるという考え方であろう。

また、経営経済学的な把え方をすれば「 $G - W \left\{ \frac{pm}{A} \dots P \right\} W' - G'$ 」の中で  $A$  を除くすべてが資産である」という認識の仕方も考えられる。この考え方に立脚すれば、資産概念は資本の循環プロセスにおいて形態変化しながら、決算時の具現形態が資産ということになる。そのため、貨幣、商品、生産設

備、製品など全てが資産を構成することになる。つまり、労働力も最近の人的資源会計では、その資産性を認識しようとする考え方もでてきているし、管理論的には労働力は労務管理などの主要な研究対象となっている。また、 $G-W$ のプロセスは購買管理の対象となり、カッコ内は生産管理の対象となり、 $W'-G'$ のプロセスは販売管理の対象となっている。これら全体を財務の視点から統括するものが財務管理であり、これら全体をマネジメントの立場から統括するものが経営管理であろう。

さらに、シュマーレンバッハによれば資産とは「未解決の前給付」(十二版・動的貸借対照表論 土岐政蔵訳 47頁以降)ということになる。シュマーレンバッハの考え方は、収支計算から成果計算の原理を導き出すことから始められている。すなわち、企業の会計期間が設立から解散までの1会計期間とする全体計算であるならば、全ての支出は費用であり、全ての収入は収益となる。収支計算と全体計算は均衡することになる。しかしながら、現在の会計は種々な面から期間計算をとらざるを得ない。期間計算をとるかぎり、収入と収益、支出と費用および収益、費用に関係のない収支に期間的な食い違いがでてくる。この期間的な違いを「前給付」および「後給付」とよんでいる。シュマーレンバッハの資産概念は、未解決の前給付である支出・未費用(商品、建物など)、収益・未収入(売掛金など)、支出・未収入(貸付金など)と支払手段(現金、預金など)ということになろう。前給付が資産という意味は、例えば、支出・未費用である建物などは現在および将来においても専有され、使用され、企業の利潤獲得の潜在用役となるからである。

また、静態論的立場から資産を規定すると「債権者への債務弁済に役立つべき財産価値」ということになろう。それ故に、この立場からすると、財産価値を有しないものは貸借対照表能力が希薄ということになろう。つまり、資産として強く認識されないことになる。それ故に、前払費用や繰延資産などの経過項目は資産性の弱いものと認識されていたのである。商法では、静態論的な立場をとっていたが、昭和49年4月に公布された改正商法により、

会計理論の考え方が相当部分において導入された。しかしながら、繰延資産の認識などでは、まだ、異なる部分が存在する。

資産概念についてのこれらの説は、それぞれの学問的蓄積や背景を有しているもので、どの説も十分な説得力をもつことになる。だが、なかには静態論のように、その歴史的な役割が終ったものも存在するが、学説史的な意味は有していることになろう。

## 二 資産の分類基準

資産は流動資産、固定資産および繰延資産とに分類される。流動資産は、さらに当座資産と棚卸資産とに区分される。固定資産も、有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産に区分される。繰延資産は創立費をはじめとして8項目で構成されている。流動資産と固定資産の区分は原則的にワン・イヤー・ルールが適用される。ワン・イヤー・ルールとは1年を単位として資産を分類する基準である。つまり、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に換金化される資産が、流動資産であり、1年以上の長期間にわたって企業内部で、継続的に使用される資産が固定資産である。すなわち、流動資産は資金の流動性が高く、固定資産は資金の固定性が高い資産である。だが、なに故に1年の基準が妥当であるかについては、明確な理論があるわけではない。1年程度が企業の多くの利害関係者にとっても、種々な点からも適当であろうということである。この点、ギルマンによれば「12ヵ月という期間は、これまで提案されてきたいろいろな会計期間のうちで最も障害が少ないこと示しているように思われる。たとえば、5年間といったような長い期間では、必要な資料を作成するのにあまりにも機会が少なすぎるであろう。暦月のようにもっとも短い期間では、報告利益を比較的正確なものにするのにあまりにも強く季節的変動をこらむことになる。」(ギルマン会計学上巻 久野光朗訳 102頁)ということになろう。それ故に、ワン・イヤー・ルール

以外の考え方も存在することになる。

すなわち、営業循環基準説のように、営業債権の回転期間が1年を超える場合があっても、これを流動資産として分類する基準である。この考え方は、正常な経営活動のなかで、厳格にワン・イヤー・ルールを適用するよりは営業の流れ、資金の流れにそって分類した方が無理がないと判断するからである。例えば、一時的所有の市場性のある有価証券を取得した場合に、特に資金が不足していないときには1年を超えても保有しているケースがある。このような場合に、この有価証券はいつでも自由に証券市場で換金化できるため、流動資産として分類されることがある。そのため、営業の総合的な流れなどからすれば、営業循環説の方が適合しているように考えられる。しかしながら、1年6ヶ月も保有している有価証券を流動資産として計上することは正しくないであろう。従来からの積み上げてきた会計慣習を崩してしまうことになるからである。では、1年2ヶ月なら許容し、1年6ヶ月なら許容しないとすれば、1年4ヶ月はどのようになるのであろうか。その判断の基準が難しいところである。それならば、ワン・イヤー・ルールのような明確な基準の方が妥当性は高いとも考えられる。しかし、貸借対照表原則四Aでは、売掛金・受取手形など売上債権は通常の商取引上の債権と扱っているため、営業循環過程にあるものとして認識されていることになる。そのため、厳格なワン・イヤーにこだわらないことになろう。したがって、企業会計原則では営業循環基準説とワン・イヤー・ルールを併用していることになるのである。

次に、資産の配列方法は、貸借対照表原則三では「原則として、流動性配列法によるもの」と規定されている。資産は一定の基準に従って配列されなければならないが、その基準の一つが流動性配列法である。では、流動性配列法とはどのような配列法なのであろうか。流動性配列法は、資産については、換金性の大小、すなわち、現金に性質の近いものから順に配列する方法である。また、負債については、支払期限の長短を基準にして配列すること

になる。すなわち、支払期限の短いものから順に配列する方法である。企業会計原則では、この方法を「原則として」採用しているが、電力会社やガス会社などのように固定資産の構成比率が相対的に高く、かつ公共性の高い企業では、固定性配列法が許容されている。固定性配列法とは固定性の高いものから順に配列する方法であり、負債も支払期限の長いものから順に配列する方法である。したがって、この両配列法の配列順序は正反対となる。

この両者を比較すると、販売企業や金融関係企業のように、その業種の性質上、固定資産よりも流動資産の比重が高いところでは流動性配列法を重視し、特殊な製造企業や鉄道業などのように、多額の固定資産を所有しているところでは固定性配列法が重視されることになる。しかしながら、固定設備の占める割合が大きい企業についても、債務の支払能力や資金の流れを判断するためには、流動性配列法の方が妥当性は高いと考えられる。アメリカの一部においては、流動資産の次に流動負債を表示し、その差額を営業資金として計上し、固定資産の次に固定負債を表示し、その差額を固定資金として計上している。この方法は企業の資金能力や支払能力を判断する際に効果的であるが、一般的には普遍化されていない。

わが国の場合には、企業会計原則によって流動性配列法が規定されているので、他の方法は考慮の余地がないことになろう。なお、電力会社やガス会社などは、ごく一部の例外にしろ、固定性配列法を採用しているのはなぜであろうか。また、固定資産の構成比率や公共性の高い企業は、他にも種々存在するにもかかわらず、なぜ、電力・ガス会社のみが許容されるのであろうか。一般的には、資金能力や支払能力を判断するためには、流動性配列法の方がより適当と考えられているのである。それとも、電力会社などでは、資金不足の折などには電力料金の値上をすればよいと考えているのであろうか。それはともかく、資産の認識基準としては、いかなる資産でも、ミラーとイスラムが論ずるように、「その資産が受容可能な水準の正確性で測定可能な適合性ある属性を有している必要がある。したがって、十分に信頼できる

ような測定が行えない場合には、たとえ、それが資産の定義を充足したとしても、資産として認識されることはない。」(資産の定義と認識 96 頁 大田博, J. ロック訳)ということになろう。このことは、資産は明確に認識できる取引価額によって測定されることが必要となる。しかし、受贈資産などのように取引価額が存在しないものは、市場価格によることになろう。だが、埋蔵資産などは、その全体量が測定できないかぎり、資産としては認められないことになる。また、偶発利得による偶発資産もその不確性が解消されるまでは、資産として認識されないのである。

### 三 流動資産の内容

流動資産 (Current Assets) とは、企業が所有する諸資産をワン・イヤー・ルールや営業循環基準などによって、固定資産や繰延資産とは区別された換金性の高い諸資産である。流動資産は、さらに当座資産と棚卸資産およびその他の流動資産とに分けられる。当座資産 (Quick Assets) は流動資産のうち、現金預金、受取手形、売掛金や一時的所有の市場性のある有価証券など、換金性の極めて高いものである。棚卸資産 (Inventories) は販売または製造の対象となる商品、製品などであって、その企業の販売過程を経て換金化されるものである。また、棚卸資産は数量計算や価格計算などの棚卸計算を必要とするものであり、販売企業の場合には商品であり、製造企業の場合には製品、半製品、仕掛品、原材料などである。その他の流動資産は前渡金や前払費用などである。ここで、流動資産の個々の内容を見てみよう。

#### (1) 現金

現金 (Cash) は硬貨・紙幣などの通貨のみではなく、商取引において通貨と同じように通用し、いつでも通貨と換金できる通貨代用証券も含まれる。通貨代用証券には他人振出の小切手・送金小切手、預金手形、株式配当領収証などが含まれる。なお、現金の手持有高と帳簿残高とが一致しないときは、



現金過不足勘定を設けて処理しておき、その原因が判明した時点で、本来の勘定に振替えることになる。

### (2)預金

預金 (Deposit) は普通預金のほかに、当座預金、通知預金、定期預金、郵便貯金などがあり、貸借対照日の翌日から起算して1年以内に契約期限が到来するものである。当座預金は随時に預入や引出 (小切手を振出して行う) ができる無利息の預金である。当座預金は、あらかじめ、銀行と当座借越契約を結んでおけば、借越の限度額以内であれば預金残高を超えても小切手の支払いに応じてくれる。また、当座勘定は、企業側の残高と銀行側の残高とが、主に日時的な食い違いによって一致しないケースがでてくる。そのような場合には、銀行勘定調整表を作成し、その原因を明らかにして調整することが必要となる。

### (3)受取手形

受取手形 (*Bill*) は得意先との通常取引によって発生した手形上の債権である。すなわち、他人振出の約束手形の受入れや、他人振出の為替手形の受入などの場合には受取手形勘定で処理する。金融を目的とする金融手形とは区別されることになる。受取手形を他人に裏書譲渡した場合や、銀行で割引いた割引手形が不渡りとなった場合には、その支払人に代わって手形金額の支払をしなければならない。これを手形の償還という。不渡りとなった手形は法定手続を経て振出人に支払請求することができる。これを手形の遡及という。また、小切手が不渡りになった時も同じ手続をとることになる。

### (4)売掛金

売掛金 (*Trade*) は得意先との通常取引において発生した営業上の未収金である。固定資産などの売却代金の未収は、通常取引による債権ではないので、売掛金とは区別して、未収金として処理する。なお、売掛金や受取手形などの売上債権は回収不能、すなわち、貸倒れとなる危険性が存在する。財産価値の表示は回収される金額を前提として表示されなければならない。

いので、回収不能な債権は実質的に資産価値を喪失していることになる。そこで、売上債権に対しては貸倒引当金を設定することになる。貸倒引当金は次年度に貸倒れになると予測し得る金額を見積って、当該年度末の決算の際に設定する。次年度に、実際に貸倒れが発生した場合には、その貸倒引当金を取崩して充当することになる。もし、貸倒引当金を設定しなければ、次年度が貸倒損失を負担することになり、発生した年度に割当てることができなくなる。この手続によって発生年度すなわち本年度が負担することになるのである。

#### (5)有価証券

有価証券 (Marketable Securities) は公債、社債、株券などの市場性 (証券市場で売買可能なもの) ある投資証券で、一時的所有 (短期の資金運用として所有) のものをいい、払込金領収書や申込金領収書なども含まれる。有価証券は企業の遊休資金を投資して利殖をはかると同時に、支払準備資金として取得するケースが多い。有価証券の評価は原則として取得原価で行う。取得原価とは購入代価に購入手数料などの付随費用を加えたものである。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価で評価しなければならない。また、取引所の相場のない株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実質価額が著しく低価したときは、相当の減額をしなければならない。

この他、当座資産に属するものには短期貸付金や前払費用および未収収益などがある。前払費用 (Prepaid Expenses) は支出はしたが、まだ費用となっていないものである。例えば、10月1日に1年分の保険料12万円を支払った場合に、12月31日の決算では本年度の保険料は3ヶ月分3万円で、残りの9ヶ月分は9万円は前払保険料となり、流動資産に属することになる。ただし、1年以上の長期の前払費用は固定資産に属することになる。未収収益 (Accrued Revenue) は収益として発生しているが、まだ収入していないも

のである。主に、利息や家賃などのような継続的な取引の未収分である。これら経過勘定の発生原因は、現金の収支によって記録されている収入、支出を決算の際に費用、収益に修正するからである。その理由は、費用、収益によるならば企業の経営活動の全てを漏れなく測定することができるからである。収支会計では経営活動の全てを記録・計算することはできない。例えば、火災損失などは収支を伴わないので、財務諸表に反映することができたいからである。

棚卸資産は商品、製品、半製品、原材料、仕掛品などであり、企業の主たる経営活動によって販売または消費され、企業の販売プロセスを経て換金化されるものである。また、棚卸資産は実地調査および実地棚卸などによって有高や費消高を把握するものである。それ故、理論的には不動産が販売目的としている建物などは棚卸資産であるし、証券業が販売目的として保有する有価証券も棚卸資産である。棚卸資産は費用性資産であるので有形固定資産と類似している点もあるが、棚卸資産は販売を目的としているのに対し、固定資産は使用を目的としている点が異なる。また、棚卸資産は数量計算、価格計算などによって、明確に費消金額算定することができるが、固定資産は資産全体を使用することによって、徐々に価値減少が行われるので、明確な費消金額を測定することができにくい。そのため、固定資産は減価償却という会計手続によって計画的に価値減少を測定することになる。

この他に、流動資産に属するものには仮払金や未決算勘定、自己株式などがある。仮払金(Suspense Payment)は本来の勘定科目が未確定な支払額や、金額が未確定な支払額を一時的に処理する勘定である。例えば、社員が契約を取りに東京に出張したとしよう。順調にいけば2日か3日で契約を取って帰社できるが、下手をすれば、10日も半月も帰れないような場合に、会社としては社員に出張旅費30万円を持たせたとする。社員が帰社して旅費合計20万円を使用したと領収書を添えて報告し、残高10万円を返済した場合に、はじめて旅費20万円と確定できる。それまでは旅費の金額が確定できないの

で、30万円は仮払金として処理するしか他に方法がない。それ故に、仮払金のような仮勘定も複式簿記の計算手続上、ときには必要となる。そのため、社員が帰社しない時点で決算に入った場合以外には、その性質を示す旅費勘定で処理することになる。未決算勘定 (Suspense Account) は、例えば、火災によって建物や備品などが焼失したが、損害の程度が明らかでない場合などに、その内容や金額が確定するまで一時的に処理する仮勘定である。このように、未決算勘定も複式簿記の手続上、必要となるので、貸借対照表原則四(1)において「仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。」と規定し、仮払金、未決算勘定の必要性は認めている。また、財務諸表規則取扱要領の第56でも資産総額の100分の1をこえるものについては、その内容を示す名称を付した科目をもってすれば、認められることになる。

自己株式は金庫株 (Treasury Stock) ともいわれるが、商法では原則として自己株式の取得は禁止している。その禁止理由は、株式会社は資本を調達する目的で、株式を発行しているのであるから、自己株式の取得は実質的に会社目的に反することになるからである。それだけでなく、自社情報による株価操作も可能となり、インサイダー取引なども行われる可能性もあり、一般的には認めることができないものであろう。ただし、商法第210条では、その例外として次の4ケースに限って認めている。(1)株式の消却のためにするとき、(2)合併または他の会社の営業全部の譲受によるとき、(3)会社の権利の実行にあたり、その目的を達するために必要なとき、(4)営業全部の譲渡もしくは譲受などを理由とする株式の買取、または合併を理由とする株式の買取などのときである。ただし、合併しても営業の譲受にしても、被合併会社の中に自己株式が含まれている場合や、債務者の財産の中に自己株式が含まれている場合に限られることになろう。

なお、自己株式の取得または売却は会計上では資本取引と考えられているから、その結果生ずる買取差益または売却差益は資本剰余金に記載されるこ

とになる。一方、商法計算書類規程の第12条では「自己株式は、流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない。」と規定されている。この考え方は、株式は例えその発行会社によって取得されていても、有価証券としての性格は変わらないし、自己株式は流動資産の性質を持つという認識である。この点は商法と会計理論との考え方の分かれるところであり、早い機会にコーディネートする必要があるだろう。両者の理論の分割は共に社会的な認識力を弱める結果になりかねないからである。

#### 四 固定資産の内容

固定資産 (Fixed Assets) は、SHMによると「企業の資産は、そのすべての財産あるいは資源を構成している。一般に、ある項目を資産として計上するためには、(1)当該企業が資産を所有し、(2)当該企業が資産を原価で取得し、(3)資産が当該企業にとって価値あるものであるという三つの条件に適合しなければならない。」(SHM 会計原則 山本繁他訳 60頁)と規定している。(1)と(2)は当然のことであるが、(3)の価値あるものとは使用または専有可能なものという意味であろう。固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に区分される。有形固定資産 (Tangible Fixed Assets) とは企業の経営活動遂行に当って、長期間にわたり企業内部に固定化され、継続的に使用される有形の資産である。無形固定資産 (Intangible Fixed Assets) とは具体的な形態こそ有しないが、長期間にわたって企業内部に固定化され、他企業より経営活動その他において有利なポジションを獲得し得る無形の資産である。投資その他の資産 (Investment Assets) とは長期利殖や他企業を支配コントロールする目的などで、長期 (1年以上) にわたって投資した資産である。

固定資産を分類する方法には、形態の有無による形態別分類と使用・用途別に分ける用途別分類および償却の有無による償却別分類などがある。貸借

対照表原則四Bによると「固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。」と規定されているので、形態別分類を採用していることになる。有形固定資産には「建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等」がある。無形固定資産は「営業権、特許権、地上権、商標権等」で構成される。投資その他の資産は「子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産」で形成される。

### 1 有形固定資産

有形固定資産は資産のなかでも主要な部分を形成するものであり、その特徴としては、それ自体が販売を目的とするものではなく、長く企業内部に固定化され、使用され、生産の操業などに応じて生産過程において費消されるものである。

#### (1)建物

建物は本社などの建物のほかに、工場用建物、倉庫用建物、従業員の住宅用建物、各地の支店、営業所など企業が所有する一切の建物が含まれる。その他、建物に直接付属する冷暖房、照明、通風などの設備も含まれる。また、建物には営業用、投資用、売却用などがあるが、有形固定資産としての建物は営業用に限定される。

#### (2)構築物

構築物は土地に接続する土木設備、工作物などを総称するものである。具体的には岸壁、軌道、ブラットホーム、電柱、煙突、門、塀、井戸などが含まれる。

#### (3)機械装置

機械装置は原材料を加工し、製品などを生産するための諸設備などをいう。ただし、機械は主に動力によって作動するもので、工作機械、電動機、作業

機械などがある。装置は建物内部に設置するもので、コンピューター装置、化学装置、燃料装置などがある。

#### (4)船舶

船舶は木船、鋼鉄船、貨物船、タンカー、ランチ、ボートなどの水上運搬具である。船舶は船舶安全法によって定期的に検査を受けることが義務づけられているため、船舶の定期修繕が要請され、その修繕引当金の計上が必要となる。

#### (5)車両運搬具

車両運搬具は各種の自動車やオートバイ、バス、トラック、車両、貨車など陸上運搬具である。これは説明を要しないであろう。

#### (6)工具器具備品

工具器具備品は、ハンマーやスパナ、あるいは電圧計や温度計、そして、机、椅子、ロッカーなどである。これらは耐用年数が1年を超え、相当額以上のものである。それ以下のものは、一般的には購入時に費用として処理されるケースが多い。

#### (7)土地

土地は本社・工場および事務所などの敷地のほかに、倉庫、社宅用敷地、運動場などの用地も含まれる。土地は使用や年月の経過などによっても価値が減少しないものであるから、減価償却の対象とはならない。すなわち、土地は永久資産といわれ、価値減少がないから取得価額を費用配分する必要がないのである。

#### (8)建設仮勘定

建設仮勘定は建設中の有形固定資産の手付金または前渡金などである。その資産が完成するまで一時的に処理する勘定で、その資産が完成すれば本来の勘定に振替えることになる。例えば、10億円の建物を建設するため建築会社と契約し、1億円の手付金を支払ったとしよう。この1億円は、この時点では建物勘定にはならないので、建設仮勘定として処理しておく。建物が完

成し、引渡しを受けた時点で残額 9 億円を支払い、建設仮勘定を建物勘定に振替えることになる。この勘定は、あくまで一時的に処理する未決算勘定で、他の有形固定資産とは性質を異にする。

なお、建設仮勘定を除く他の有形固定資産は原則として取得原価で評価する。取得原価とは、これを買入れるまでに要した一切の支出、すなわち、付帯費用を加えた金額である。具体的には、仲介人手数料、改良費、引取費、据付費、試運転費などである。また、有形固定資産は、土地を除いて、使用や時の経過などによって価値が減少していくので、取得の古い資産でも価値減少分を控除した貨幣金額で表示しなければならない。ここに減価償却 (Depreciation) という組織的な会計手続が要請されることになる。減価償却の目的は、種々な扱え方があるが、連続意見書第三によれば「減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行うことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。」と扱えられている。そのため、減価償却は企業会計原則注解〔注 20〕の計算方法に従って、規則的に行われなければならないのである。なお、減耗償却 (Depletion) は涸渇性資産の償却であるので、減価償却とは異なるものである。

## 2 無形固定資産

無形固定資産は具体的な形態を有しない固定資産で、次の 2 つのタイプに分類される。第 1 には、法律上の権利またはこれに準ずるもので、特許権、実用新案権、商標権、意匠権 (これを 4 大工業所有権という) の他に、地上権、鉱業権などがある。それ以外にも、法律上の権利ではないが、専用レール権、電話加入権などの契約上の権利もこれに属する。第 2 には、法律上の権利や契約上の権利ではなく、同種同業に比べて超過収益力の源泉という経営上のメリットを形成するもので、営業権 (のれん) がこれに属する。

### (1) 特許権

特許権は特許法にもとづき法定有効期間にかぎり、その発明、発見を独占



的に使用できる法律上の権利である。特許権の資産性は、他の企業がこの発明、発見を利用又は使用することは許されないことである。つまり、当該企業のみが使用、利用、専有権を持つことになる。このことは、具体的な形態こそ有しないが、有形固定資産と本質的に同じ機能を有することになる。

#### (2) 実用新案権

実用新案権は、工業所有権の一つで、製品の形態、形状などに対し、実用性のある新規のタイプを考案したときに、その形態を独占的に専有する法律上の権利である。

#### (3) 商標権

商標権は、工業所有権の一つで、当該企業が製造、加工、販売、取扱などを行っていることを示すために、当該企業独自のトレードマークを専用する法律上の権利である。

#### (4) 意匠権

意匠権は、工業所有権の一つで、当該企業が、デザインの形態、色彩、模様などを新規に考案し、開発した場合に、その製造、販売、取扱などを専有する法律上の権利である。

#### (5) 地上権

地上権は、当該企業以外の所有する土地において、地代を支払って工作物（例えば、ガレージ）などのために、その土地を使用する法律（借地法）によって認められた契約上の権利である。

#### (6) 鉱業権

鉱業権は、法律上認められた鉱区において、登録してある鉱産物などを採掘する権利である。漁業権、水利権、著作権なども、これと同様な法律上の権利である。

#### (7) 専用レール権

専用レール権とは、鉄道の引込線の利用権である。つまり、大規模企業の工場などでは、原材料や製品などの輸送のために引込線を敷くことがある。

この引込線は企業が設置し、鉄道会社に寄付することになるので、企業は所有権はないが、専有権または使用权は有することになる。それ故に、企業は専用レールを設置した価額を専用レール権として無形固定資産に計上することができる。なお、電話加入権はよく知られているので説明は省略するが、無形固定資産の一種である。

#### (8)営業権

営業権は「のれん」ともいわれ、同種同業の企業の正常収益力に比べて、超過収益力を生む源泉と意義づけられている。ある特定企業が立地条件がよいこと、販売商品が安くて良い商品であること、その前提としての仕入商品が安くてよい商品であること、スタッフが優秀であること、商号または商標がよく知られていること、つまり、総合的にブランド性が高いことなどの要因を継続的にキープすることによって営業権が発生する。これらの要因を長期間継続して維持すれば、同種の企業に比べて超過収益を生み出すことが可能になるからである。

営業権において問題となることは営業権の評価である。自己発生 of 営業権を資産計上することにしても、その客観的な評価は極めて困難である。もし、測定可能であるとしても、将来営業権がもたらす経営上の効益の大きさを正確に評価することはできない。それ故に、営業権が資産として計上されるのは、企業の買収・合併などの有償取得に限定されることになる。また、営業権の償却の問題では、償却必要説と償却不要説との議論が戦前から存在していた。すなわち、具体的には取得した営業権をそのまま同一価額で据えおくか、他の固定資産のように每期継続して償却していくかという問題である。従来より学者間で種々な論争があったが、その詳細は省略することにして、現在では償却必要説が定説である。

貸借対照表原則四 B においても「無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する。」と規定されている。つまり、償却説の立場に立っていることになる。また、商法（第 285 条ノ 7）においても「暖簾ハ

有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定されている。さらに、強制法規である商法では「此の場合に於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」と規定されているので、5年間で均等償却を要請していることになる。しかし、すべての営業権を同一の償却年数によって規定することは果たして妥当であるかどうか。しかしながら、営業権の取得価額は商法では5年間で均等に償却されることになる。たとえば、A企業が資産総額1億円、負債総額6千万円のB企業を7千万円で買収したとしよう。B企業の純資産は4千万円であるが、それに対して7千万円を支払ったのであるから、その差額3千万円はB企業の営業権ということになる。商法では、この3千万円を5年間で均等償却することを要請しているので、A企業では、毎年6百万円ずつ償却することが必要になる。

### 3 投資その他の資産

投資資産は、企業本来の目的活動ではなくして、他の企業を支配またはコントロールする目的で企業資金を投資することであり、また、企業の余裕資金を利殖目的などで投資することでもある。ただし、その取得期間が1年を超えるもの、あるいは超えると認められるものでなければならない。投資その他の資産の内容については、貸借対照表原則四(一)Bにおいて「子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。」と規定されている。

#### (1)子会社株式

子会社株式は親会社の子会社を支配・コントロールする目的で子会社の株式を保有することであり、他の株式と区別して記載されることになる。具体的には、商法（第211条ノ2）で発行済株式総数の過半数に当たる場合や、有限会社の場合には資本の過半数に当たる出資口数を保有するケースをいうこと

になる。

#### (2)関係会社有価証券

関係会社有価証券は、他企業を支配またはコントロールする目的で、あるいは、より密接な関係をキープするために、その企業が発行している株式や社債を長期間（1年以上）にわたり取得することである。

#### (3)投資有価証券

投資有価証券は、企業の余裕資金を投資目的で所有する有価証券で、関係会社以外の株式・社債・公債などを長期間にわたって所有し、主に利殖を図ることを目的とするものである。

#### (4)その他の投資

その他の投資等は、投資不動産や1年以内に満期日の到来しない金銭信託などである。また、従業員に貸付けた住宅資金なども、これに該当する。さらに、慣習的に貸借対照日の翌日から起算して1年以内に回収見込のない破産債権、更生債権および、これらに準ずる債権（差入保証金など）も含めることがある。

#### (5)長期前払費用

長期前払費用は、一定の契約にしたがい継続して役務の提供を受ける場合に、まだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいうものであるから、時間の経過とともに次期以降の費用となるものである。ただし、当該年度において支払った金額のうち、1年以上にわたって繰延べられるものである。すなわち、長期前払費用の資産性は、1年を超える支払済みの未経過用役の対価であるから、法律的には支払済みの期間に対する一種の債権と考えることができるからである。

## 五 繰延資産の内容

### 1 繰延資産の意義

ゴーイング・コンサーンを前提とする期間損益計算において、費用として発生し、支出した金額をすべて当該年度のみが負担することは、その支出効果が将来にわたって発現する場合には合理的ではない。それ故に、経過的に貸借対照表の資産の部に計上して、次期以降の期間に繰延べられる費用を繰延資産 (Deferred Assets) という。いわば、費用の繰延による一種の疑似資産であり、他の資産のように財産価値を有するものではない。会計技術上の資産、いい換えると、将来の期間に影響する特定の費用ということができよう。それ故に、企業会計原則注解〔注15〕では「将来の期間に影響する特定の費用とは、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。」と規定されている。また、「これらの費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。」とも規定されている。

したがって、繰延資産とはすでに支払義務が確定し、その支払も行われ、それに対する役務の提供も受けたが、その性質が費用であるために、経過的に貸借対照表の資産の部に計上されるものである。そして、その効果が将来にわたって継続されるものであるから、数期間にわたって合理的に負担することが認められた一種の疑似資産である。ハットフィールド(近代会計学 113 頁 松尾憲橘訳)によれば、繰延資産の本質として「貸借対照表日以降に帰属すべき費用について、支払いがすでになされていることを示している。この種類には社債発行差金および社債発行費、営業繰延費用、鉱山の野天掘の費用、前払利息およびその他多くの項目がみられる。」と、具体的に5項目の種類を上げている。

では、なに故に本来、費用であるものが、資産として計上されるのであろう

うか。シュマーレンバッハの「動的貸借対照表論」以来、現在の会計理論は貨幣資産を除く資産は全て費用性資産であり、いずれ費用化されて収益に対応されることになる。商品などの流動資産、建物などの有形固定資産、特許権などの無形固定資産も、それぞれの会計手続、償却方法によって費用化されていくことになる。それは、資産は費用のプールであるというアセット・コンセプトが理論的に確立されているからである。そのため、費用を資産計上しても本質的な矛盾はないことになる。なぜなら、資産を費用化することに対して理論的妥当性があるならば、費用を資産化して合理的に配分しても、その理論的妥当性は失われないことになる。この場合に、逆も真なりという論理が機能することになろう。

そして、一方、これはより構造的なことであるが、このような会計手続あるいは会計処理を認めなければ、現在、我々が所有し実践している複式簿記の原理は成立しないことになる。このことは費用の繰延に対して、計算構造的には他に対応の方法がないからである。しかしながら、複式簿記が成立しなければ、それを前提とした現在の会計理論の体系が根底から崩れてしまうことになるのである。そのため、本来的な費用を繰延資産として資産計上し、それを合理的に均等負担することによって、期間損益を正常に確立することになるのである。

## 2 企業会計原則と商法の繰延資産

繰延資産の体系としては、企業会計原則では創立費をはじめとして8項目を上げている。商法では第286条以下では7項目を認めている。その相違点は、商法では第286条の3において試験研究費と開発費とを一緒にしているからである。したがって、企業会計原則と商法とは繰延資産の体系については基本的に同じことになる。しかしながら、内容においては、商法は繰延資産の範囲を列挙して、これ以上は認めないという一種の限定主義に立っている。これに対して、企業会計原則は連続意見書第五において「繰延資産とし

ては、通常、家屋等の貸借にかかわる権利金および立退料、公共的施設のための支出、製品の宣伝のために用いられる固定資産の贈与にかかわる支出等をあげることができるが、固定資産の取得に当たって支出した移転等のための補償金も、繰延経理されることがある。」と記述されている。このことは、企業会計原則は繰延資産としての要件を具備していれば、繰延経理を認めるという弾力的な解釈をとっていることになる。したがって、臨時巨額な損失の繰延経理も条件付きながら認められることになる。

では、なに故に、このような解釈の違いがでてくるのであろうか。企業会計原則は、期間損益計算の確立という動態論的な会計コンセプトの立場から、繰延資産の性格を明らかにしようとするのに対し、商法は債権者保護の立場から繰延資産の性格を構築しているからである。もちろん、商法といえども期間損益計算の適正化は認識しているけれども、繰延資産が他の資産のように換金バリューを持たないことにより、限定主義を採用しているものと考えられる。そして、両者の相違の根底には、複式簿記とそれを前提とした会計理論ないし計算構造に対する認識の相違があるものと考えられる。歴史的にも、商法の複式簿記に対する認識は決して深いものではなく、複式簿記の計算構造を商法の計算規定に組み入れてから、長い年月は経過していないのである。

昭和 38 年 3 月に発令 (昭和 63 年 6 月に改正) された、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則 (一般に商法計算書類規則といわれる) が制定されてから、はじめて、複式簿記の計算思考が正式に商法に導入されたといっても過言ではないであろう。それ以前の商法では、株式会社も商人として商法総則の規定により、日記帳を作成 (旧商法 32 条) するほか、その成立の時および毎決算期に財産目録と貸借対照表とを作成 (旧商法 33 条) することが要請されていた。この他、株式会社の場合には債権者保護の見地から、計算書類として財産目録、貸借対照表のほか営業報告書、損益計算書、準備金および利益または利息の配当に関する議案の

作成（旧商法 281 条）が要請されていたのである。この中で、会計理論との係わりで常に問題となることは財産目録である。

財産目録は、会社設立の時や決算の際に、資産・負債の在り高を実際に調査して作成されるものである。そして、貸借対照表は、この財産目録をもとにして作成されることになる。それ故に、複式簿記の計算原理にもとづかなくとも、貸借対照表は作成されることになる。しかしながら、現在、複式簿記を採用していない株式会社は存在しないと言ってもよいであろう。そこで、現行の商法においては「商人ハ營業上ノ財産及損益ノ狀況ヲ明カニスル為會計帳簿及貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス」（商法第 32 条）と規定されている。言うまでもなく、財産と損益の状況は、複式簿記を前提とした誘導法によって、自動的に貸借対照表と損益計算書が作成されるのである。そして、この両者によって財産と損益の状況が明らかとなり、そのために会計帳簿は複式簿記の帳簿形態が必要となるのである。それ故に、財産目録の必要性はなくなり、各種の附属明細表によって肩代りされることになったのである。

さらに、商法第 32 条第 2 項により「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定されている。公正なる会計慣行とは正に会計慣習そのものであり、その会計慣習を理論的に体系化し、整合化したものが、企業会計原則であろう。したがって、現行商法では、会計計算に関しては複式簿記を前提とし、企業会計原則を土台としていることになる。日本に複式簿記が導入されたのは、明治 6 年に福決諭吉の手によって「帳合之法」として紹介されてからである。それ以来 120 年以上の歴史があり、その間に積み上げられてきた実践的・理論的体系と、その蓄積とが存在していることになる。一方、商法においても、商法が一般私法である民法から分離独立して徐々に慣習化されたのは、中世イタリアから近世における法典編さん前後のことであろう。その後も、この慣習は徐々に拡大され、やがて、ヨーロッパ諸国に影響を与え、慣習法として発展しながら世界的な商事体系法として確立されたのである。そして、日本にも導入され、明治 32 年 3



月に公布されたのである。それ以後は憲法を中心とした法体系の中で研究され、積み上げられてきたのであるが、その歴史的な集積が現在の商法の体系と内容とになっているのである。それ故に、歴史的な学問体系の相違は連続意見書の「商法と企業会計原則との調整について」の中で、コーディネートされても容易にできるものではないであろう。しかしながら、それぞれの学問体系や歴史的背景を超越して、商法第 32 条の規定や商法計算書類規則などを制定せしめた関係者の努力に対し、敬意を表したい。

それでも、商法と企業会計原則との関係は、パーフェクトではなく、企業会計原則は商法や商法計算規定の解釈指針として機能しているに過ぎないという厳しい批判も存在する。このことは、学問的体系の相違は勿論のこと、商法が強制法規であり、企業会計原則は何らの法的拘束力を持たないことにも原因があろう。それでも、この補完的な役割は打開されなければならない。この関係を打破するためには、企業会計原則のみならず会計学全体が、普遍性の高い精緻な会計基準および会計理論を構築し、商法などの理念的、指導的な規範とならなければならないのである。

### 3 繰延資産の内容

繰延資産の内容について、企業会計原則では詳しく規定されているわけではない。貸借対照表原則四(一)Cにおいて「創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息は、繰延資産に属するものとする。」と規定されているのみである。一方、商法では相当に整理された規定（第 286 条以下）で構成されている。それ故に、会計理論の考え方と商法との考え方をジョイントして検討してみたい。

#### (1) 創立費

創立費とは、商法（第 286 条）によると「第 168 条第 1 項第 7 号及第 8 号ノ規定ニ依リ支出シタル金額」と規定されている。では、第 168 条第 1 項第 7 号及第 8 号の規定とは「発起人が受クベキ報酬の額」と「会社ノ負担ニ帰

スベキ設立費用」とが規定されている。したがって、会社設立の準備のために支出した金額を合計することになる。具体的には、定款および諸規則作成の費用、株式募集広告費、株式申込証、目論見書、株券などの印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務にかかわる使用人の手当などである。また、金融機関および証券会社の取扱手数料、創立総会に係わる費用、設立登記の登録税、発起人が受ける報酬などで、創立総会の承認を受けた金額である。これらの支出は、その金額を定款に記載し、創立総会の承認を得たときに会社の負担となる。

創立費は会社設立のためになくしてはならない費用であるから、その効果の発現は会社存続の全期間に及ぶことになる。しかしながら、会社は何年あるいは何十年存続するかは、経済状況の変動や経営努力など種々な要素が係わり合うので正確に判断することは難しい。そこで、商法第286条では「5年以内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」と規定されている。ではなに故に、創立費という本来的な費用を資産として繰延経理するのであろうか。もし、この費用を繰延経理しないで設立年度の費用としてのみ負担した場合には、当然に設立当初は負担能力が弱いため、設立年度から損失を計上することになる。その結果として、株主に対する配当支払をすることができないことになる。また、理論的にも、創立費の効果は会社存続の全期間に及ぶものであるから、5年間（会社は何年、存続するかは誰れにも分らないので5年程度が妥当であろうという意味）で均等に負担することになる。この繰延経理によって、会社の設立当初の経営基盤は確立され、株主に対して配当の支払も可能となろう。

## (2)開業費

開業費とは、商法（第286条ノ2）において「開業準備ノ為ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定されている。つまり、会社設立の後、実際に営業開始するまで開業準備のために支出した金額をいうのである。具体的にみてみよう。ある商品販売会社が創立総会も

終了し、設立登記も完了したが、直ちに営業開始というわけにはいかない。従業員を雇用したり、商品を仕入れたり、会社の宣伝をしたり、商品の陳列などをしなければならないからである。しかし、この間は1円の収益もないので、これらの支出は開業費として繰延経理されることになる。具体的には、土地建物の賃借料、広告宣伝費、通信交通費、保険料、ガス・水道・光熱費、従業員の給料などである。開業費の範囲については、開業準備のための直接的な支出のみに限定する考え方と、間接的な支出も含めるという考え方がある。間接的支出とは、主に支払利息など営業外費用に属する項目である。連続意見書第五では、この2つの考え方の相違を「結果上の差異として考えることが適当である」として、どちらを採用すべきかの明確な指針は示していない。その点、商法では「開業準備ノ為ニ支出シタル金額」と規定し、開業準備のための直接的な支出に限定している。

### (3)新株発行費

新株発行費とは、商法(第286条ノ4)によると「新株ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額」と規定されている。新株発行のために必要な費用の額とは、株式募集のための広告宣伝費、金融関係・証券会社の取扱手数料、株式申込証・目録見書・株券などの印刷費、登記変更のための登録税その他新株発行のために直接支出した費用である。新株発行による効果は、その株式の発行期間中(減資などを行わないかぎり)有効であるので、繰延経理されることになる。商法では、新株発行の後、3年内に均等償却を要請している。なお、会社設立時の新株発行費は創立費に含まれることになる。ここで疑問になることは、なぜ、新株発行費の償却期間が他の繰延資産のように5年ではなく3年であるかという問題である。それは、株式の発行期間はゴーイング・コンサーンのもとにおいては永久的であり、また、役務の提供もすでに受けているのであるから、すみやかに、その償却をすることが、新しい株式を発行するためにも、保守主義会計の立場からも、合理的であるということであろう。

#### (4)社債発行費

社債発行費とは商法（第 286 条ノ 5）によると「社債ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用の額」と規定されている。具体的には、社債募集の広告宣伝費、金融機関・証券会社の取扱手数料、社債申込証・目録見書・社債券などの印刷費、社債登記の登録税、その他社債発行のために直接に支出した費用である。社債発行費の考え方は、社債発行により企業に資金が導入され、その資金は発行年度だけでなく、社債の償還期間まで有効であるので繰延経理されることになる。商法では、3 年以内で均等償却を要請しているが、これは社債発行期間よりも、一般的には長い新株発行費の償却が 3 年と規定（第 286 条ノ 4）されているので、それとの比較からも 3 年と定められたものと考えられる。ただし、2 年満期の社債発行費は 2 年間で償却されることになる。

#### (5)社債発行差金

社債発行差金とは、商法（第 287 条）によると「社債権者ニ償還スベキ金額ノ総額ガ社債ノ募集ニ依リテ得タル実額ヲ超ユルトキハ其ノ差額」と規定されている。つまり、社債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額である。ではなに故に、券面額と発行価額との差額が生ずるのであろうか。社債の発行は通常の場合には額面発行ではなく割引発行によっておこなわれるからである。通常、社債の利子率は一般の市場金利よりも低いので、その利子分に相当するものを割引いて発行することが多い。これは、社債の償還期間までに支払うべき社債利息の一部を社債発行時に前払したものと考えることができる。したがって、償還期限までの各年度がそれぞれ均等に負担することが、理論的にも実際的にも妥当であろう。商法でも、社債償還の期限内に毎決算期において均等額以上の償却（第 287 条）を要請している。ただし、社債の満期を待たずに途中で臨時償還した場合には、その社債発行差金の未償却残高は一時に償却しなければならない。

#### (6)開発費

開発費とは、商法（第 286 条ノ 3）において「左ノ目的ノ為ニ特別ニ支出シタル金額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得」と規定され、左の目的として次の 4 項目が上げられている。

- 1 新製品または新技術の研究
- 2 新技術または新経営組織の採用
- 3 資源の開発
- 4 市場の開拓

新製品、新技術のための研究費とは、新製品開発のための諸費用や新技術の導入費たとえば機械装置などの購入費である。新技術または新経営組織の採用費とは、生産計画などの変更による作業手順・配置替・従業員訓練などの諸費用である。資源の開発費とは、例えば、鉄道会社における新路線の開発などに要した諸費用である。市場の開拓費とは市場を開発するために要した特別宣伝費などの諸費用である。これらの支出効果は将来期間にわたって発現されることが十分に予測されるため、繰延経理されることになる。また、費用負担の公平化や期間損益の平準化の見地からも、その年度だけの費用とはせずに、数年間に配分して負担することが望ましい。商法でも、その支出の後 5 年以内に毎決算期において均等額以上の償却を要請（第 286 条ノ 3）しているのは、この理由からであろう。しかしながら、開発費を 5 年以内に償却しなければならないという特別の理由も存在しないのである。

#### (7) 試験研究費

試験研究費とは、新製品または新技術の研究開発のために特別に支出した費用をいうのであるが、商法では、開発費と試験研究費とを一諸（第 286 条ノ 3）に扱って規定している。そのため、ここでは他の見地から試験研究費を考えてみたい。ここでいう新製品、新技術の開発には、企業が現に製造し、販売している製品や技術の改良のために、経常的に支出している金額は含まれない。そのような支出は製品の製造原価に含まれることになる。また、広い範囲の基礎的研究などに対する支出も試験研究費には含まれないことにな

る。試験研究費を繰延資産として処理する根拠は、この支出によって新製品や新技術が開発され、特許権などを取得した場合に、この支出は特許権勘定に振替えられる。特許権取得によって、その効果は将来にわたって発現されるものと十分に予測できるからである。それ故に、支出年度だけの費用とせず、将来に繰延経理されることになる。しかし、試験研究が成功しなかった場合には、どのような会計処理になるのであろうか。結果的に、それまでの支出は将来の収益獲得に何らの貢献もできなかったのであるから、繰延経理する根拠はなくなり、その金額は臨時損失として処理されることになろう。

しかしながら、この処理法を採用すると、試験研究が失敗したと明らかになった年度のみが負担することになり、期間損益計算における費用負担の公平性や平準化の見地からはマイナスになる。そのため、失敗した場合といえども、成功した場合と同じように規則的に償却することが理論的にみても妥当であろう。つまり、このような費用負担の公平化の考え方は期間損益計算における最もベーシックなコンセプトの一つと考えられるからである。そもそも、繰延資産そのものが期間損益の公正化ないし公平化という思考から発想されたものであろう。それ故、期間損益の公平化ないし平準化によって、適正な期間利益が算出され、株主などに安定した配当が行われることになる。これらにより、期間損益計算による経常的な経営成績の表示という会計の基本命題が確立されることになるのである。この考え方は、損益計算における基本的なコンセプトであり、そのために費用の見越計上などの犠牲を払っても、発生主義による適正な期間損益の確立に固執することになるのである。

#### (8)建設利息

建設利息とは、商法（第291条）によると「会社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ会社ノ成立後2年以上其ノ営業全部ノ開業ヲ為スコト能ハザルモノト認ムルトキハ会社ハ定款ヲ以テ一定ノ株式ニ付其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配当スルベキ旨ヲ定ムルコトヲ得」と規定されているものである。会社の設立後2年以上その営業全部の開業ができない事業には、鉄道・

電気・ダム会社などの公益事業関係が多い。例えば、鉄道会社ならば理論的には会社設立後に土地を購入し、線路を敷設し、駅やホームを建設し、さらに、機関車や客車を購入し、運転手や車掌を訓練することになる。しかるに、その間は1円の収益もないのであるから、会社は株主に配当することはできない。しかし、これでは会社設立時に株主の募集は難かしく、会社自体の設立も困難となる。また、証券市場の原理によっても、投資魅力のないところには資金流入も少ないことは当然の原則であろう。そこで、商法では定款に所定の事項を定め、定款変更の場合には裁判所の認可を得るなどという厳しい条件をつけて、開業までの間、一定の利息を株主に配当することができる。この利息を建設利息という。

建設利息の本質については、通常の利息や配当とは性質が異なり、配当の前払であるとか、資本の払戻しであるとか、いろいろな考え方がある。だが、建設利息は利息の支払を条件として株主を募集し、それによって資金を調達するのであるから、資金調達コストとも考えることもできる。この考え方に立てば、この支出の効果は将来に発現されることになり、他の繰延資産と同じ性格を持つものとなる。しかしながら、建設利息は会計理論に立脚した繰延資産ではなく、公益事業関係における株主募集、資金調達という商法の政策的な立場の反映である。なぜなら、商法の「利益なくして配当なし」という基本原則の唯一の例外でもあるからである。建設利息は、やはり特殊な繰延資産と考えざるを得ないのである。

#### 4 臨時巨額な繰延損失

臨時巨額な繰延損失とは、企業会計原則注解〔注15〕によると「天災等により固定資産または企業の営業活動に必須の手段たる資産の上に生じた損失が、その期の純利益または当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額をもって負担しえない程度に巨額であって特に法令をもって認められた場合には、これを経過的に貸借対照表の資産の部に記載して繰延経理するこ

とができる。」と規定されているものである。天災や地震などの災害によって生じた固定資産などの損失は、キャピタル・ロスといわれ、このキャピタル・ロスを繰延経理することは、実務的に慣習化されている。ただし、繰延資産のように、将来に何らかの収益発現も、また次期以降の効益もなく、さらに、収益力源としての構造要因もないのである。それ故に、企業会計原則注解では、(1)キャピタル・ロスが、その期の純利益または当期末処分利益から当期の処分予定額を控除した金額で負担することができない額であること、(2)法令によって認められていることを前提条件として、繰延経理が認めることになる。したがって、臨時巨額な損失の繰延経理は商法や会計理論に基づくものではなく、企業における経営救済のための一種のポリシーである。

そのため、企業会計原則注解の規定は理論的に導き出されたものではなく、いわば、会計における慣習的な処理の追認であろう。つまり、市場経済機構の中に生存する企業がゴーイング・コンサーンするための会計上の政策であると考えられるのである。企業会計における伝統的な保守主義会計が顕在化された処理法ともいえるであろう。この処理法は良い悪いの論理ではなく、市場経済原理が惹起する厳しい企業経営のためのアカウンティング・ポリシーと考えられるのである。なお、巨額な繰延損失の繰延経理を認めるならば、偶発利得による偶発資産 (Contingent Assets) も、同一会計手続上の論理として、その資産性を認識してもよいのではないかという考え方も成立する。企業会計原則が認めていないので、貸借対照表の内容としてではなくても注記による表示ならば妥当であろうという意見も存在する。しかしながら、偶発資産の資産性の問題は、まだまだ相当の議論が必要であろう。

## 六 資産概念の二元性

資産を別な視点から分類すると、貨幣性資産と償却性資産とに二分することができる。貨幣性資産 (Monetary Assets) とは、企業資本が  $G - W - G'$



の中に投下され、すでに投下過程にあるものや、回収過程にあるもの、あるいは、投下予定にあるものによって構成される。具体的に、投下過程にあるものは有価証券、貸付金、短期債権などであり、回収過程にあるものは受取手形、売掛金など売上債権であり、投下予定のものは現金預金などである。すなわち、企業資本は貨幣形態によって調達され、投下され、そして回収されるが、それらが財貨および用役に投下されることによって償却性資産などに転化する。転化された償却性資産は各種の会計手続、会計処理によって費用化され、収益から控除される形で内部リザーブされることになる。企業資本は、この循環プロセスを企業が存続するかぎり変遷するのである。

償却性資産 (Depreciable Assets) は年月の経過や使用などによって部分的に価値が減少していくものであるから、減価償却 (Depreciation) などの会計手続によって費用化されていく資産である。これに属するものは有形固定資産、無形固定資産などであるが、土地のように価値が減少しないものは永久資産であるので償却の対象とはならない。また、鉱山、山林などの減耗性資産は減耗償却 (Depletion) を行うので減価償却の対象にはならない。また、減価償却の代わりに老朽品を部分的に取替える取替資産も減価償却の対象にはならない。さらに、関係会社株式のような長期の投資資産は償却性資産ではないし、繰延資産は費用の繰延であるので、償却性資産とは異質なものである。

ここで、この考え方の原点となっている動態論の始祖と言われる前述のシュマーレンバッハの動的貸借対照表論 (土岐政蔵訳) によって、資産概念を再検証してみよう。シュマーレンバッハは収支計算から成果計算の論理を導き出している。すなわち、企業の設定から解散までの期間を1会計期間とする全体計算では、全ての支出は費用であり、全ての収入は収益となる。そのため、収支計算と全体計算とは一致する。しかしながら、企業会計は種々な面から期間計算を採用せざるを得ない。期間計算をとると、どうしても、収入と収益、支出と費用などに期間的な食い違いが生じてくるのである。シュ

マーレンバッハは、この期間的な違いを次のように分類する。すなわち、未解決の前給付としては支出にして未だ費用となっていないもの・支出にして未だ収入となっていないもの・収益にして未だ費用となっていないもの・そして、収益にして未だ収入になっていないものなどを上げている。

また、未解決の後給付としては、費用にして未だ支出になっていないもの・収入にして未だ支出になっていないもの・費用にして未だ収益になっていないもの・収入にして未だ収益になっていないものなどを上げている。そして、貸借対照表の「借方側は前給付、貸方側は後給付を内包する」と規定し、これに借方に支払手段を貸方に資本金を加えて整理すると、次のようになろう。

#### 貸借対照表

支払手段	資本金
支出・未費用（商品、建物、前払費用等）	費用・未支出（買掛金、未払費用、負債性引当金等）
収益・未収入（売掛金、未収収益等）	収入・未収益（前受収益等）
支出・未収入（貸付金等）	収入・未支出（借入金等）

ここには、広義の損益勘定に属するもののみで、つまり、前給付や後給付の概念で資産概念や負債概念を見事に成立せしめているのである。

このような、シュマーレンバッハの考え方は、貸借対照表を成果計算の立場から考察したことによるものである。現金の収支計算から検証し、それらが期間限定のない成果計算によるならば、全ての収益が収入となり、全ての費用が支出となる。そのため、費用・収益および支出・収入とが均衡するので、全体損益計算と収支計算とは均衡することになる。しかしながら、ゴーイング・コンサーンのもとにおける期間限定計算では、次期に属する費用の前払、収益の前受および当期に属する収益の未収、費用の未払など期間的に未解消の項目がどうしても存在せざるを得ない。貸借対照表は、これら未解

消項目を次期または次期以降の損益計算に引き継ぐ「連結帯」ということになるのである。すなわち、貸借対照表は一定時点の財政状態の表示ではなく、損益計算の補完手続として、当該期間と次期の期間を結びつける貨車の連結帯ということになるのである。したがって、ここには一般的な資産概念というものは存在しないし、存在するものは、支払手段を除いて、広義の損益勘定に属する科目のみである。

つまり、このことは一般的な資産項目の支払手段を除いて、損益勘定科目のみによって表現されるということになる。そのため、貸借対照表目的は損益計算目的という論理が、無理なく機能することになるのである。それ故に、シュマーレンバッハの資産概念は経済的な価値でも、企業経営上の効益でもないのである。また、財貨や権利などでもなく、それらの価値が残留している部分でもないのである。さらに、資本の具体的な運用形態でもなければ、 $G-W-G'$ のプロセスの全てでもなく、まして、債務弁済のための財産価値ではないのである。シュマーレンバッハの資産概念の本質は「未解決の前給付」ということになろう。したがって、この概念は、鋭い洞察力と奥深い会計認識のなかから推論され、精緻な検証のもとで導き出された論理的な帰結であろう。1919年に、このような卓越した見解の書物が著作されたことに対し、驚嘆の念を禁じえないのである。会計学のみならず、学問の発展は、このような論理的な思考の積み重ねと、アカデミックな研究プロセスと、精緻な実態検証などによって達成されるものであろう。